

本山町鳥獣被害対策用品購入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則(以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、本山町鳥獣被害対策用品購入支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県が定める第二種特定鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)による農林業被害や自然植生被害の防止を目的とした鳥獣被害対策用品(以下「用品」という)を購入する狩猟者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)町内に住所を有し、また当該年度に本山町で鳥獣捕獲許可を受けている者
- (2)町税等の滞納がない者

(対象経費及び補助額)

第4条 補助金の対象経費および補助額等は別表1に定めるところによる。ただし、補助金は同一年度内1人につき、1回までの申請とする。

(資材の耐用年数および再申請の制限)

第5条 購入する用品の耐用年数は5年とし、過去当該事業により補助申請を受けたものに対しては、申請できる基数の上限に係らず、原則補助を受けた翌年度から換算して、5年間は再申請できないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1)補助対象経費の支払証拠書類の写し(物品の写真および領収書、請求書等)
- (2)町税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (3)狩猟免許証等の写し
- (4)通帳等の口座名義人(フリガナ)記載部分の写し
- (5)その他、町長が認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。補助金の交付が不相当と認めたとき、または別表2に該当する場合は、その理由を付して補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

2 町長は、補助金の額を決定及び確定したときは、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により補助金を支払ったときは、入金をもって交付決定通知に代えることができる。

(交付を受けた者の義務)

第8条 補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金により取得した用品は、自己責任において管理・運用すること。
- (2) 補助金により取得した用品を、第3者に譲渡又は貸付してはいけない。

(補助金の交付取消し及び返還)

第9条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定及び交付確定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(関係書類等の保管)

第10条 申請者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は申請者に関して、本山町情報公開条例（平成13年条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日より施行する。